資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円、資本準備金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年八月二十三日

掲載頁　八十九頁（号外第一八三号）

平成二十三年十月五日

千葉県松戸市五香西四丁目二八番地の一

株式会社大野集紙業

代表取締役　大野　集

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月五日

東京都新宿区市谷田町二丁目六番四号

株式会社カイオム・バイオサイエンス

代表取締役　藤原　正明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月五日

東京都中央区湊一丁目一番一二号

シンデン・ハイテックス株式会社

代表取締役社長　城下　保

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月五日

東京都江東区木場五丁目一二番八号

ＡＨＢインターナショナル株式会社

代表取締役　小川　明宏

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

本店証券代行部

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月五日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号

株式会社エスホールディングス

代表取締役　須原伸太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月五日

大阪市平野区瓜破南二丁目一番五六号

株式会社タブチ

代表取締役　田渕　宏政

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月五日

東京都港区新橋二丁目一番一〇号

株式会社ジェネラルハードウェア

代表取締役　堀　英樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月五日

岡山市北区天瀬四番三三号

株式会社荒木組

代表取締役　荒木　雷太

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十一月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十月五日

長野県岡谷市成田町二丁目六番一一号

片桐組株式会社

代表取締役　片桐　賢一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるシモン・ジェレミー・ダルビーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月五日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号晴海トリトンスクエアＸ三九階

オムニコム・アジア・パシフィック・リミテッド

日本における代表者

シモン・ジェレミー・ダルビー

限定承認公告

本籍大阪府藤井寺市惣社一丁目一番、最後の住所大阪市平野区喜連東五丁目一六番二二の六〇四　被相続人　亡　田林　仁

右被相続人は平成二十三年四月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年九月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月五日

大阪市生野区巽南五丁目一五番五号巽ハイツＤ－二七　相続財産管理人　田林ミユキ

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビル六階田城譲法律事務所

右代理人弁護士　田城　譲

訂正公告

平成二十三年七月八日（号外第一五一号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、（甲）株式会社お多幸大宮店の住所「埼玉県さいたま市大宮区宮町一―四八萬屋ビル地下一階」とあるは「埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目四八番地」、（乙）株式会社お多幸大宮西口店の住所「埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―四―四　五十嵐ビル地下一階」とあるは「埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目四番地四」、（丙）株式会社お多幸浦和店の住所「埼玉県さいたま市浦和区仲町一―五―五」とあるは「埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目五番一号」、（丁）株式会社お多幸北浦和店の住所「埼玉県さいたま市浦和区北浦和四―五―八吉田ビル地下一階」とあるは「埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目五番八号」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十三年十月五日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目四八番地　（甲）株式会社お多幸大宮店

代表取締役　太田　稔

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目四番地四　（乙）株式会社お多幸大宮西口店

取締役　太田　稔

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目五番一号　（丙）株式会社お多幸浦和店

取締役　太田　稔

埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目五番八号　（丁）株式会社お多幸北浦和店

取締役　太田　稔

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十三年八月十日（号外第百七十四号）公布財務省令第六十号（支出官事務規程等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二七	三	一〇	支出負担行為支出負担行為等	
〃	〃	一二	等事務取扱規取扱規則則	

平成二十三年八月三十日（号外第百八十九号）厚生労働省告示第二百九十九号（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十四年二月二十九日まで延長する措置を指定する件）

（印刷誤り）

一四	下	一二	大能町	大熊町

平成二十三年九月十五日人事異動欄内閣の部（原稿誤り）

一二一			二内閣官房副長官内閣官房副長官補	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月五日付第二一六号九六ページ●同日付政府調達第一八七号二四ページ●九月十三日付参会第一号（その一）一二ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）